協定例

　○○○市（以下「甲」という。）と△△△〔養殖業を営む者の氏名又は名称〕（以下「乙」という。）は、乙が、農地法（昭和27年法律第229号）第４条第１項又は第５条第１項の許可（以下「転用許可」という。）を受けて水田を一時的に転用し、□□□〔養殖水産動植物の名称〕を育成する養殖池として利用するに当たり、次のとおり協定を締結する。

　（目的）

第１条　この協定は、○○○市内において、水田を活用して□□□の養殖を行うことが盛んな農村地域が存在し、□□□の養殖を振興することが当該地域の活性化に有益であることに鑑み、乙が養殖池（これに附帯して設置される給排水施設その他の養殖施設であって、当該養殖池の利用及び保全に必要不可欠なものを含む。以下同じ。）に転用した土地の適切な利用を確保するとともに、その養殖の事業が地域農業の振興に資するものとなるために必要な事項を定め、優良農地の確保を図りつつ、農業の健全な発展と調和のとれた養殖の促進を図ることを目的とする。

　（協定の区域）

第２条　この協定は、○○○市内の水田の区域であって、乙が、一時的に農地以外の土地とするために転用許可（以下「一時転用許可」という。）を受け、この協定を締結した日以後に養殖池に転用した土地の区域とする。

　（養殖池の利用及び管理）

第３条　乙は、一時転用許可に係る事業計画に従い、当該養殖池を原状回復し、水田として利用することに重大な支障を生ずることがないよう、十分な注意を払って養殖池の利用及び管理を行うものとする。

２　乙が前項の注意を怠ったことその他の乙の過失により、当該養殖池について、水田として利用することに重大な支障を生ずることとなった場合には、乙は、改修その他の必要な措置を講ずるものとする。

３　甲は、乙が、前項の措置を講ずることが見込まれない場合は、必要な措置を講ずべき旨を勧告するものとする。

　（周辺農地等の農業上の利用の確保）

第４条　乙は、養殖池の周辺の農地及び農業用施設（以下「周辺農地等」という。）の農業上の利用に支障を生ずることがないよう、次の措置を講ずるものとする。

（１）農業用用排水施設の管理者の承諾がある場合を除き、飼育用水を当該農業用用排水施設に排出しないこと。

（２）飼料又は餌料の使用に当たり、周辺農地等に汚染を引き起こさないよう、十分な注意を払うものとし、必要に応じ、適切な防除措置を講ずること。

（３）養殖する水産動植物の病気の発生等に伴い水産用医薬品を使用する場合には、当該医薬品ごとに定められた用法及び用量並びに休薬期間を遵守するとともに、拡散防止に十分な注意を払い、必要に応じ、適切な防除措置を講ずること。

２　乙は、前項の措置にもかかわらず、万一、有害化学物質の混入事故や周辺農地等への汚染が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲に対し、その状況を報告するものとする。

３　甲は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、現地調査を行い、適切に対応がなされていないと認めるときは、乙に対し、直ちに必要な措置を講ずべき旨を勧告するものとする。

第５条　甲は、第３条第１項及び第２項並びに前条第１項及び第２項に規定する事項を乙が遵守しないことその他乙の責に帰すべき事由により周辺農地等の農業上の利用に重大な支障を生じたものと認めた場合には、乙に対し、速やかに必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

　（地域の農業との関わりに関する事項）

第６条　乙は、養殖池が所在する集落（以下単に「集落」という。）において深刻な農業用水の不足が生じた場合には、甲又は集落の代表者の求めに応じ、乙の養殖の事業に支障のない範囲において、水の融通その他の集落における渇水対策に協力するものとする。

２　乙は、甲又は集落の代表者から、集落における話合いへの参加、集落の取決めに基づく活動への協力を求められた場合には、その求めに応じるよう、努めるものとする。

３　甲は、乙と集落の構成員との間に紛争その他の問題が生じた場合に、乙又は当該構成員の求めに応じ、その解決に向けた調整を行うよう、努めるものとする。

第７条　乙は、養殖業の振興を目的とする活動を行うに当たっては、地域の農産物の普及宣伝を行う場を設ける等対応し得る範囲において、地域農業の振興に資するよう、配慮するものとする。

２　甲は、乙に対し、前項の配慮に必要となる情報の提供、企画の提案、助言その他の援助を行うものとする。

　（養殖池の利用の廃止及び原状回復に関する事項）

第８条　乙は、その一時転用許可に係る期間が満了する前に、廃止する養殖池がある場合には、速やかに甲及び○○市農業委員会にその旨を報告し、当該農業委員会の指示に従い、原状回復するものとする。

２　乙が、前項の規定による農業委員会の指示に従わず、当該指示に係る期限までに原状回復を行わなかった場合において、必要と認めるときは、甲が、乙に代わって原状回復その他当該土地の農業上の利用に必要な措置を講ずるものとし、その費用は、乙が負担するものとする。

第９条　甲は、第３条第３項、第４条第３項又は第５条の勧告に係る措置を講ずることが見込まれないと認めたときは、乙に対し、これらの勧告に係る養殖池の利用の廃止を勧告するものとする。

２　前項の規定により乙が当該養殖池の利用を廃止する場合については、前条の規定を準用する。

　（協議）

第10条　この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

　（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から、乙が使用及び収益することを目的とする権利を有している養殖池について、その利用を全て廃止し、かつ、原状回復したことを甲が確認した日までとする。

　この協定の証として、本書○通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

××年××月××日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　住所　○○○市×××丁目×××番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○市長　××　××

　　　　　　　　　　　　　　　乙　住所　○○○市×××丁目×××番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　△△△

注：この協定例は、標準的な参考例であるので、実際の協定の締結に当たっては、立地条件、養殖水産動植物の種類等地域の実情に応じて、適宜修正を加えて差し支えない。